

広島県告示第六百六十六号

安全・安心なサミットの実現に向けて、サミットを機に広島を訪れる要人の警備に万全を期すため、G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（令和五年広島県条例第二号）第三条第一項第三号の規定によって、次の地域を対象地域として指定したので、当該地域に係る小型無人機の飛行を禁止する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島市中区富士見町

期間	対象地域
令和五年五月一八日から令和五年五月二二日まで	<p>別図1のとおり</p> <p>広島市中区基町九番から一三番まで、八丁堀七番から一六番まで、鉄砲町七番から一〇番まで、幟町七番から一五番まで、橋本町七番から一一番まで、銀山町、胡町、堀川町、立町、紙屋町一丁目及び二丁目、大手町一丁目一番から八番まで及び九番（別図1に示す部分に限る。）、大手町二丁目（別図1に示す部分に限る。）、大手町三丁目（別図1に示す部分に限る。）、大手町四丁目（別図1に示す部分に限る。）、大手町五丁目（別図1に示す部分に限る。）、本通、新天地、流川町、薬研堀、弥生町、東平塚町、西平塚町、田中町、三川町、袋町、中町、小町、富士見町、宝町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町、国泰寺町一丁目及び二丁目、東千田町一丁目及び二丁目、千田町一丁目、千田町二丁目（別図1に示す部分に限る。）、千田町三丁目一番から一三番まで（別図1に示す部分に限る。）、</p> <p>広島市南区京橋町九番から一一番まで、金屋町二番から三番まで、六番から七番まで及び九番、稻荷町、松川町、比治山町、比治山本町一番から七番まで及び一二番から二〇番まで、比治山公園一番、二番、三番（別図1に示す部分に限る。）、四番、五番及び六番（別図1に示す部分に限る。）、皆実町一丁目九番及び一〇番、皆実町二丁目五番から七番まで及び八番（別図1に示す部分に限る。）、</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図1に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

二 広島市中区上幟町

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図2のとおり</p> <p>広島市中区白島北町一三番から一七番まで、白島中町一二番から一七番まで、白島九軒町六番から二五番まで、東白島町、西白島町一番から四番まで、七番から一三番まで及び一六番から二六番まで、基町一番から三番まで、七番から一三番まで、一八番から二一番まで及び二二番（別図2に示す部分に限る。）、上八丁堀、八丁堀、鉄砲町、上幟町、幟町、橋本町</p> <p>広島市東区牛田本町一丁目（別図2に示す部分に限る。）、牛田南一丁目、二葉の里一丁目から三丁目まで、上大須賀町、光が丘、光町一丁目六番から一五番まで、光町二丁目二番から一二番まで、若草町九番から一八番まで及び二〇番から二二番まで、愛宕町九番</p> <p>広島市南区大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、京橋町、的場町一丁目一番から六番まで、一〇番及び一一番、稻荷町一番、二番及び八番</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図2に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

三 広島市東区若草町

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図3のとおり</p> <p>広島市中区東白島町（別図3に示す部分に限る。）、上幟町、幟町、橋本町</p> <p>広島市東区牛田南一丁目（別図3に示す部分に限る。）、牛田南二丁目、二葉の里一丁目、二葉の里二丁目（別図3に示す部分に限る。）、二葉の里三丁目、上大須賀町、光が丘、山根町、光町一丁目及び二丁目、若草町、愛宕町、東蟹屋町、尾長西一丁目及び二丁目、尾長町、尾長東一丁目から三丁目まで、東山町、曙一丁目から五丁目まで、矢賀一丁目、矢賀新町一丁目</p> <p>広島市南区大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町、西蟹屋一丁目から四丁目まで、南蟹屋一丁目及び二丁目、東駅町（別図3に示す部分に限る。）、大州二丁目、京橋町、的場町一丁目及び二丁目、金屋町、稻荷町（別図3に示す部分に限る。）、松川町（別図3に示す部分に限る。）、段原一丁目から四丁目まで、段原日出一丁目一番、段原日出二丁目一番</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図3に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

四 広島市西区観音新町四丁目

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図4のとおり</p> <p>広島市中区舟入南六丁目（別図4に示す部分に限る。）、江波西一丁目（別図4に示す部分に限る。）、江波西二丁目（別図4に示す部分に限る。）、江波栄町五番（別図4に示す部分に限る。）及び六番（別図4に示す部分に限る。）</p> <p>広島市西区観音新町一丁目から四丁目まで、庚午中四丁目一番から五番まで、七番から一二番まで及び一四番から一九番まで、庚午南一丁目一番から四番まで、七番から九番まで、一八番から二一番まで、二四番から三二番まで及び三六番、庚午南二丁目一番から八番まで、一二番から二五番まで、二八番、三一番から三四番及び三八番から四一番まで、草津東一丁目四番及び一二番から一五番まで、商工センター一丁目一番（別図4に示す部分に限る。）、扇一丁目及び二丁目、草津港一丁目八番（別図4に示す部分に限る。）及び九番から一四番まで</p> <p>一に掲げる点から四に掲げる点までを順次に結んだ線、四に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ河岸線、五に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線、六に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ河岸線、七に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線、八に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ河岸線及び海岸線、九に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線並びに一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線及び河岸線により囲まれた水域</p> <p>一 北緯三十四度二十一分四十六秒、東経百三十二度二十三分五十秒の点</p> <p>二 北緯三十四度二十一分四秒、東経百三十二度二十四分七秒の点</p> <p>三 北緯三十四度二十分五十八秒、東経百三十二度二十四分五十八秒の点</p> <p>四 北緯三十四度二十一分三十秒、東経百三十二度二十五分十九秒の点</p> <p>五 北緯三十四度二十一分四十九秒、東経百三十二度二十五分三十一秒の点</p> <p>六 北緯三十四度二十一分五十三秒、東経百三十二度二十五分三十四秒の点</p> <p>七 北緯三十四度二十二分三十六秒、東経百三十二度二十六分零秒の点</p> <p>八 北緯三十四度二十二分三十九秒、東経百三十二度二十五分五十二秒の点</p> <p>九 北緯三十四度二十二分五十秒、東経百三十二度二十五分十八秒の点</p> <p>十 北緯三十四度二十二分五十五秒、東経百三十二度二十五分八秒の点</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図4に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

五 広島市西区古江東町

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図5のとおり</p> <p>広島市西区己斐本町二丁目一三番から二一番まで、己斐本町三丁目、己斐西町、田方一丁目（別図5に示す部分に限る。）、田方二丁目一番から一〇番及び二五番から三八番まで、古田台一丁目及び二丁目、古江上一丁目及び二丁目、古江東町、古江西町、古江新町、高須一丁目から四丁目まで、高須台一丁目から三丁目まで、五丁目及び六丁目、庚午北一丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午北二丁目及び三丁目、庚午北四丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午中一丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午中二丁目及び三丁目、庚午中四丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午南一丁目（別図5に示す部分に限る。）、庚午南二丁目、草津東一丁目から三丁目まで</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図5に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象地域は、なお従前の例による。

六 呉市中央一丁目

期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	別図6のとおり 呉市海岸一丁目、幸町、三条一丁目から四丁目まで、三和町一番から一四番まで、清水一丁目、昭和町一番（別図6に示す部分に限る。）、宝町、中央一丁目から六丁目まで、築地町一番及び二番、中通一丁目から四丁目まで、二河町一番、西愛宕町一番から一四番まで、西中央一丁目から五丁目まで、西三津田町一番から七番まで、東愛宕町一番から一三番まで、東中央一丁目、東三津田町一番から一〇番まで及び一三番、本町、本通一丁目から五丁目まで、八幡町、山手一丁目、両城一丁目、両城二丁目一番から七番まで、九番から一六番まで及び一八番から二三番まで、和庄一丁目、和庄登町、宮原二丁目一番から五番まで、宮原三丁目一番から六番まで、青山町 一に掲げる点から三に掲げる点までを順次に結んだ線、三に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線及び河岸線、四に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線、五に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ河岸線及び海岸線、六に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線並びに一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線及び河岸線により囲まれた水域 一 北緯三十四度四十二分二十九秒、東経百三十二度三十二分五十一秒の点 二 北緯三十四度四十四分十三秒、東経百三十二度三十三分九秒の点 三 北緯三十四度四十四分八秒、東経百三十二度三十三分二十六秒の点 四 北緯三十四度四十五分二秒、東経百三十二度三十四分十九秒の点 五 北緯三十四度四十五分二秒、東経百三十二度三十四分十八秒の点 六 北緯三十四度四十五分二十二秒、東経百三十二度三十三分三十九秒の点 七 北緯三十四度四十五分二十三秒、東経百三十二度三十三分三十七秒の点

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図6に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

七 廿日市市宮島口西一丁目

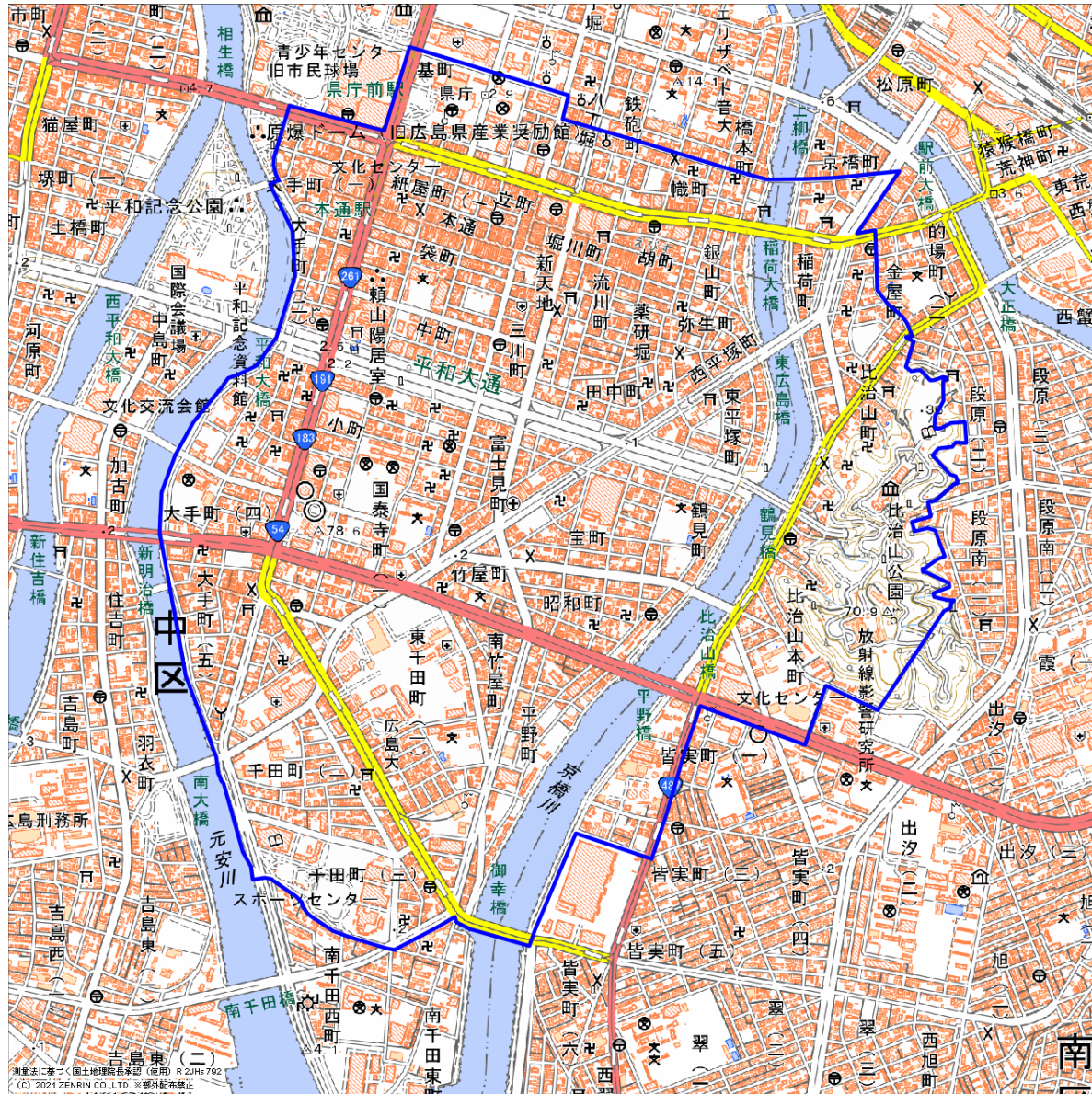
期間	対象地域
令和五年五月 一八日から令 和五年五月二 二日まで	<p>別図7のとおり</p> <p>廿日市市大野（別図7に示す部分に限る。）、宮島口一丁目から四丁目まで、宮島口東一丁目一番から九番まで、宮島口東二丁目一番、四番及び五番、宮島口西一丁目から三丁目まで、宮島口上一丁目及び二丁目、福面一丁目、対巖山一丁目から三丁目まで、深江一丁目から三丁目まで、前空一丁目及び二丁目、前空三丁目一番から一三番、一六番及び一七番、前空四丁目から六丁目まで、物見東一丁目（別図7に示す部分に限る。）</p> <p>一に掲げる点から七に掲げる点までを順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p> <p>一 北緯三十四度十七分四十七秒、東経百三十二度十七分十三秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十七分四十七秒、東経百三十二度十七分四十七秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十七分四十五秒、東経百三十二度十八分五秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十八分零秒、東経百三十二度十八分二十八秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十八分三十三秒、東経百三十二度十八分四十六秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十八分五十六秒、東経百三十二度十八分三十六秒の点</p> <p>七 北緯三十四度十九分零秒、東経百三十二度十八分三十一秒の点</p>

備考

- 一 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の少なくとも一方がこの表の対象地域欄に掲げる区域に接する水面の区間（別図7に示す部分に限る。）は、対象地域に含まれるものとする。
- 三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。


広島市中区富士見町周辺

別図1



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

広島市中区上幟町周辺

別図2



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。


国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す


広島市西区観音新町四丁目周辺

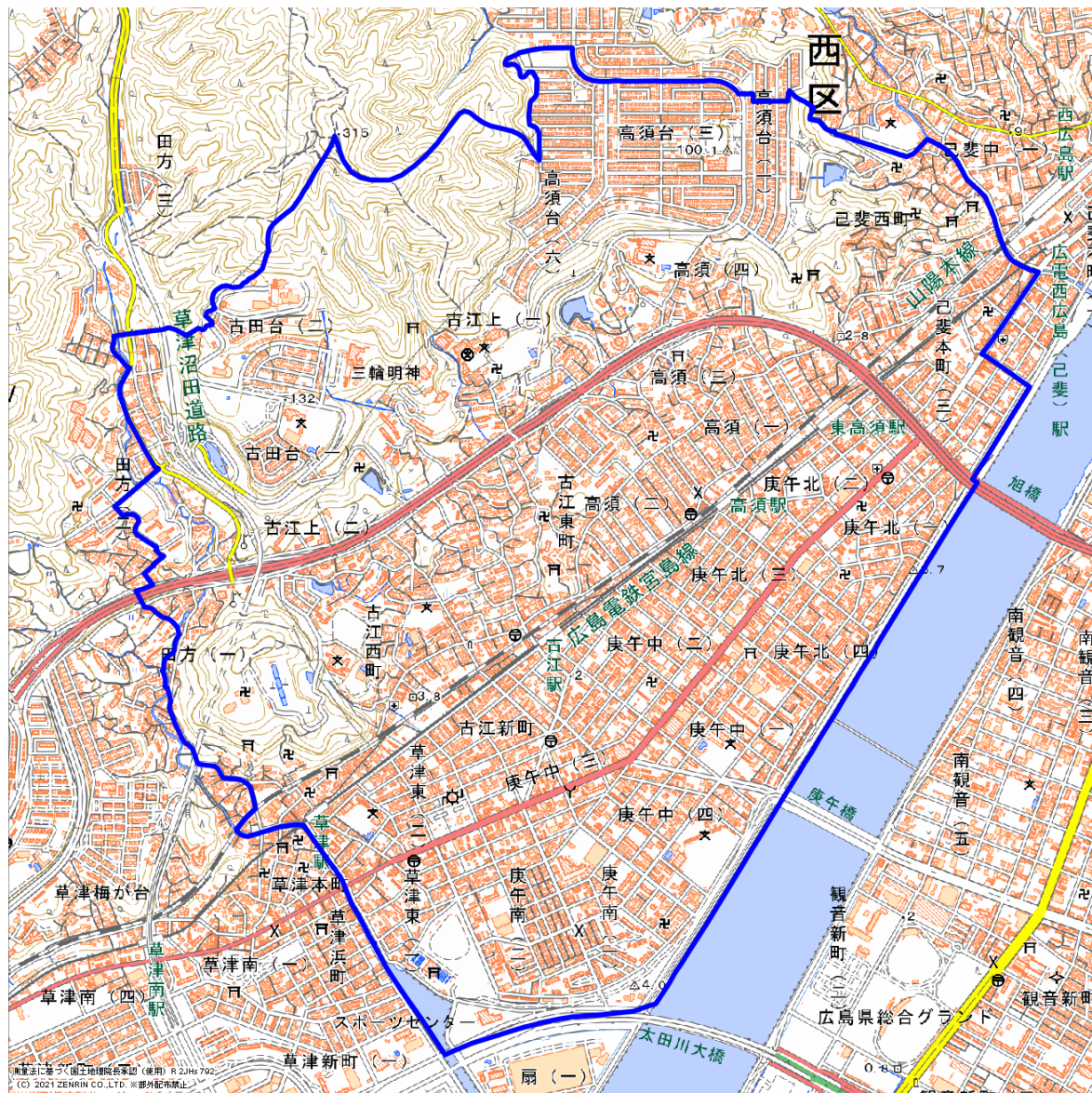
別図4



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す



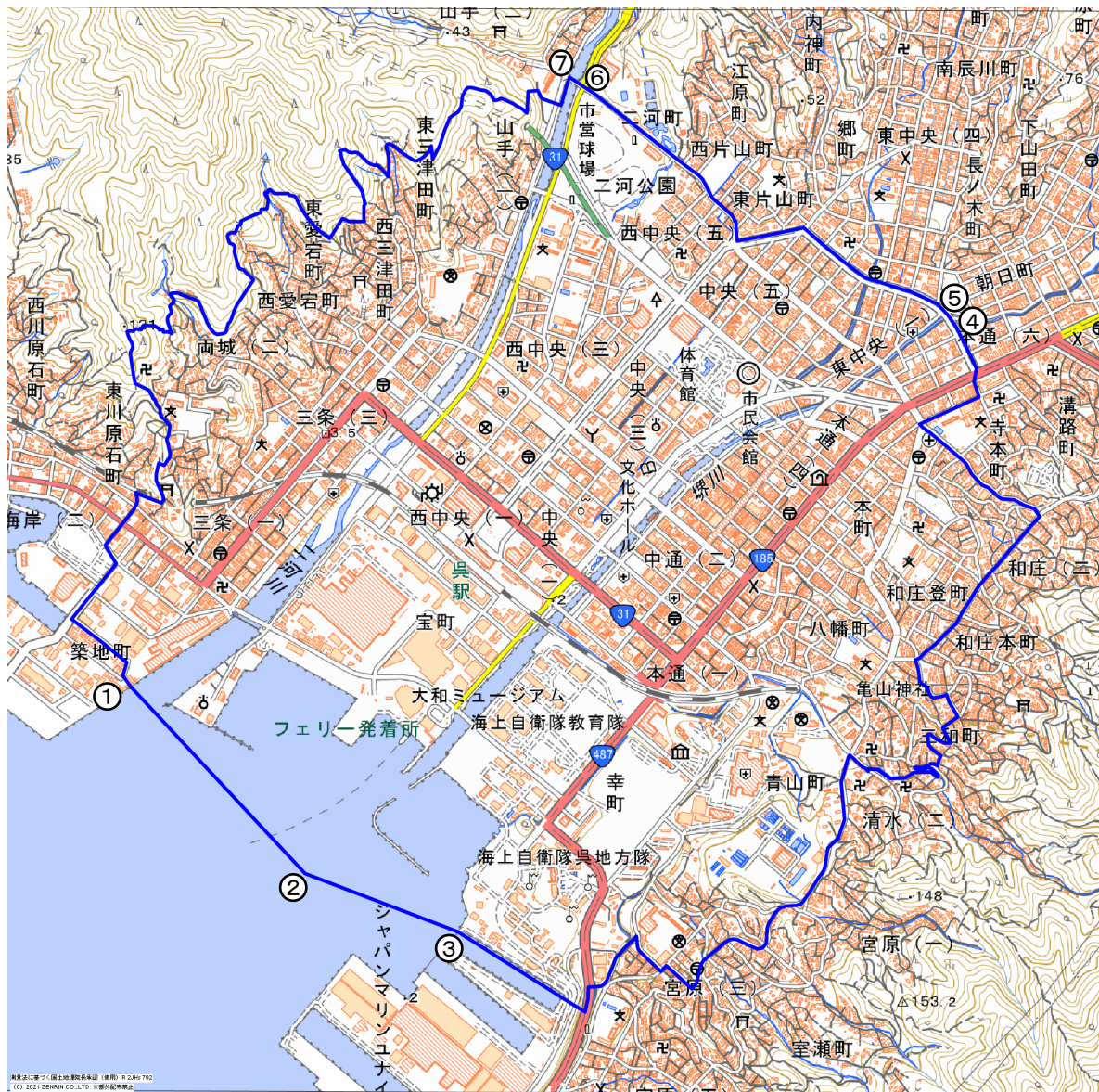
この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す


呉市中央一丁目周辺

別図6



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

廿日市市宮島口西一丁目周辺

別図7



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す